

株式会社久留米リサーチ・パーク
スポット支援テクニカルコーディネーターによる技術支援事業要綱

(目的)

第1条 株式会社久留米リサーチ・パーク（以下、KRP）が実施する「久留米市ものづくり支援事業」を始めとする研究開発支援事業において、地域ものづくり中小企業（以下、事業者）から寄せられる技術課題の解決に係る申請に対し、専門知識を有するスポット支援テクニカルコーディネーター（以下、スポットTC）を派遣し、助言や指導、他機関とのコーディネートを行うことにより、事業者が有する課題の解決を支援することを目的とする。

(実施内容)

第2条 KRP は、技術的な専門知識を有し、かつ、KRP の委嘱に応じて対象課題ごとに活動するスポットTCを設置し、事業者からの技術相談に対してスポットTCを派遣し、事業者に対する適切な助言や指導を行うものとする。

(対象要件)

第3条 本事業は、次の各号全てを満たすものを対象とする。

- (1) 原則として、事業者が取り組む新製品や新技術開発に関する技術的な課題の解決を目的とする申請であること
- (2) 原則として、事業者の本社または事業所が久留米市内に設置されていること
- (3) KRP 研究開発部長が受け入れを許可すること。

(スポットTCの登録)

第4条 KRP は、事業者が抱える技術課題に適切に対応できる者を、本人の同意を得た上で、スポットTCとして登録するものとする。

2 KRP は、登録したスポットTCの名簿を自社ホームページ等に公開するものとする。

(スポットTCの支援日数・期間)

第5条 各事業者が利用できるスポットTCの支援日数は、原則、一事業者・課題あたり最大10日とする（1日あたりの指導時間は原則、2時間以内とする。）。

2 スポットTCの技術支援は、当該相談の申請があった年度を事業年度とし、原則として、事業年度内に助言等の活動を完了するものとする。

(スポットTCの活動場所)

第6条 スポットTCの活動場所は、原則、次の各号とする。

- (1) 株式会社久留米リサーチ・パーク社内

(2) 申請事業者の社内

(3) コーディネートのために研究開発部長が必要と認める大学、高等技術専門学校、公設試等の技術支援機関内

(事業者及びスポットTCの遵守事項)

第7条 事業者は、あらかじめ相談内容に関する資料等を準備し、スポットTCが効率的で効果的な支援を実施できるよう配慮するとともに、スポットTCからの助言等に従うよう努力しなければならない。

2 スポットTCは、事業者が有する課題を的確に分析し、効率的で効果的な支援を実施しなければならない。

(守秘義務)

第8条 スポットTCは、助言等を行う上で知り得た事業者の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用してはならない。ただし、事業者の同意がある場合は、この限りでない。

(スポットTCの活動費用)

第9条 スポットTCの活動に要する費用(謝金及び活動場所(第6条)までの交通費)は、KRPが負担する。ただし、技術支援の経過で生じるその他の費用は事業者が負担するものとする。

(事後調査)

第10条 KRPは、必要に応じ、スポットTCによる助言等が完了した事業者に対し、スポットTCによる助言等の効果を検証することを目的として、事業者を対象に事後調査を行うことができるものとする。また、事業者は調査に協力するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、スポットTCの活動に関し必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。